

兵庫県保健医療計画の改定について

平成 2 2 年 3 月

兵 庫 県

(第 7 回医療審議会保健医療計画部会提出資料を一部修正)

1 趣 旨

兵庫県では、地域の重要課題及び改正医療法の趣旨を踏まえ、4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）の医療連携体制の構築及び在宅療養体制の充実、医療機関の医療機能の明示に重点を置いて、平成 2 0 年 4 月に保健医療計画の第 5 次改定を行ったところである。

計画期間は、平成 2 5 年 3 月までの 5 年間としているが、基準病床数については、平成 1 8 年 4 月の第 4 次改定で設定した全県及び 2 次保健医療圏域ごとの基準病床数を据え置いており、2 3 年 4 月に 5 年の改定期限を迎えるため、今回、基準病床数の見直し等を行うこととする。

2 改定の視点

(1) 基準病床数

① 算定方法

昨年実施した医療需給調査等をもとに、現行の基準病床数と同様の算定式（年齢階級別人口、病床利用率、平均在院日数などにより算定）にて行う。

② 各圏域の基準病床数

2 次保健医療圏域ごとの基準病床数については、現行の 1 0 圏域を基本と考えつつ、圏域間の流出入の動向等を把握した上で算定する。

また、算定に際しては、各圏域の医療課題が解決できるよう十分配慮する。

(2) 基準病床数以外

地域医療再生計画の策定など現計画策定以降の地域医療を取り巻く情勢の変化や救急医療・周産期医療の充実など、計画の一部について所要の見直しを行う。

(3) 計画の構成

新たな計画書は作成せず、見直し箇所のみの方冊を作成する。

(4) 計画期間

平成 2 5 年 3 月まで（2 5 年 4 月には計画の全面改定を行う予定）



3 検討体制

医療審議会保健医療計画部会において、医療需給調査の調査内容等の検討を行う。

また、各圏域については、圏域健康福祉推進協議会医療部会等において、医療需給調査の結果報告等を行う。

#### 4 スケジュール

平成21年	8月25日	医療審議会保健医療計画部会（医療需給調査について）
	10月1日	同日付で医療需給調査実施
平成22年	3月16日	医療審議会（改定にかかる諮問）
		医療審議会保健医療計画部会（調査結果について）
	4～10月	医療需給調査最終結果とりまとめ 基準病床数をはじめとする一部改定案を検討
	11～12月	医療審議会保健医療計画部会（保健医療計画改定素案） パブリック・コメント、市町照会
平成23年	1～3月	医療審議会保健医療計画部会（最終改定案） 医療審議会（答申）
	4月	告示

#### （参考）医療需給調査

基準病床数の見直しの基礎資料とするため、県民の受療動向と県内の医療供給体制に関する医療需給調査を実施する。

#### （1）調査種別及び内容

##### ア 患者調査

県内医療機関を対象とした入院患者等に関する調査

（調査内容）患者の居住市町、性別、年齢、病名、病床種別等

##### イ 医療施設実態調査

県内医療機関の医療機能等の調査

（調査内容）医療従事者、医療連携、診療内容、医療機器等

#### （2）調査方法

兵庫県医師会に委託して実施